公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２５１号

仙台市青葉区藤松２番18号　コーポ佐藤201
債務者　近藤　和滋
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内ヶ崎裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２５９号

仙台市太白区萩ケ丘23―27　コーポきぬた101、住民票上の住所茨城県つくば市若栗971番地
債務者　西村　二郎
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深澤　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３０号

栃木県栃木市岩舟町和泉922番地３
債務者　小林　綾子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石島　　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第４７５号

さいたま市南区曲本３丁目16番17号　カーサマガモト204号室、前住所埼玉県戸田市美女木１丁目25番地の13（アネックス201号室）
債務者　國安　浩司
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　佳佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９３号

山梨県甲府市上小河原町1210番地42、前住所山梨県中巨摩郡昭和町西条495番地４
債務者　邱碧粧こと　ＫＯＯ　ＰＨＡＩＫ　ＣＨＮＧ
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号

滋賀県彦根市大東町11番12―Ｂ―208号
債務者　杉原　光雄
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第４４号

滋賀県東近江市五個荘清水鼻町261番地１カーサ清水花308号室
債務者　吉田　王信
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　浩明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第１６４２号

大阪市西淀川区野里２丁目13番16―1103号
債務者　浅津工業所こと　淺津　尚義
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７０８号

大阪市東淀川区西淡路１丁目12番29号橋本マンション　202号
債務者　相馬　麻紀（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７４１号

大阪市東淀川区豊里２丁目18番14号アヴァンス淀川―ｅａｓｔ　202号
債務者　ＲａｙｓＲｕｓｈこと　植田　祐次
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　靖郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７７１号

大阪市天王寺区味原町14番３―701号
債務者　植田　紀夫
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　靖郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４６号

広島県廿日市市四季が丘上５番地４
債務者　毛利　信浩
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４７号

広島県廿日市市四季が丘上５番地４
債務者　母乳育児サロンもうり助産院こと　毛利　弘美
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４２号

宮崎市大塚町馬場崎3563番地　県営住宅Ｂ３棟４号
債務者　餅丸　大地
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崎田　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１０８号

山梨県甲府市里吉１丁目１番32号
債務者　神田　英俊
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　英恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係